平成２３年（フ）第１３０号
愛知県豊橋市東小浜町３番地　グリーンマンション芳賀103
債務者　廣中　芳郎
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３２１６号
大阪府吹田市高浜町３番４号
債務者　岩田　喜一
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第４３５号
福岡県筑紫郡那珂川町松木２丁目215番地
ドミール博多南Ａ棟202号
破産者　柴戸　　勇
1　主文　当裁判所が平成23年５月10日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「福岡県筑紫郡那珂川町松木４丁目１番７―203号　サンリヤン博多南」とあるのを「福岡県筑紫郡那珂川町松木２丁目215番地　ドミール博多南Ａ棟202号、前住所福岡県筑紫郡那珂川町松木４丁目１番７―203号　サンリヤン博多南」と更正する。
2　決定年月日　平成23年５月20日
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１０２０号
千葉県船橋市栄町１丁目６番21号
破産者　株式会社岩田電氣工業
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７５２号
千葉市緑区平山町1979番地11
破産者　鈴木加代子
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１６号
千葉市若葉区東寺山町755番地　県住１棟10509号
破産者　中田　雅美
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５８１号
千葉市花見川区花見川４番16棟208号、商業登記簿上の本店所在地千葉県船橋市前原東３丁目９番２号
破産者　有限会社矢作五郎吉商店
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５８２号
千葉市花見川区花見川４番16棟208号
破産者　矢作　新二
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５７７号
千葉市若葉区多部田町760番地28
破産者　和工田智浩
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７号
千葉県習志野市東習志野８丁目27番15号
破産者　有限会社佐々木硝子
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１８号
茨城県北相馬郡利根町もえぎ野台３―12―４、開始決定時の住所千葉県習志野市東習志野８丁目27番15号
破産者　佐々木義意
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６６５号
大阪府泉佐野市上町３丁目８番13号
破産者　株式会社珀美堂
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
大阪府和泉市下宮町370番地の８
破産者　有限会社マルハチ建設
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
北海道旭川市大町一条10丁目181番地の99
破産者　株式会社インド
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９２号
北海道旭川市東光八条３丁目１番８号
破産者　有限会社生活空間工房
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２７号
神奈川県小田原市南町２丁目２番20号
破産者　神保商事株式会社
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６５４号
岐阜市中竹屋町13番地　キャッスルハイツ中竹屋町204号室
破産者　前畑　孝二
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１９７号
京都市中京区大黒町77　河村ビル２Ｆ
破産者　有限会社リオン
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折1846番地
破産者　田村　祐司
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部